ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
[(2)～(4)　略]
(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
ハ　[略]
五　使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの
イ　使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。
ロ　使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項
ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。
六　[略]
七　[略]
八　[略]
九　[略]
[号を削る。]
十　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十一　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十二　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十三　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。
十四　使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
[号を削る。]

[号を削る。]

十五　使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。
十六　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。

ロ　[同上]
(1)　関係法令及び保安規定に関すること。
[(2)～(4)　同上]
(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。
ハ　[同上]
三　災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。
[号の細分を加える。]
[号の細分を加える。]
[号の細分を加える。]
四　[同上]
五　[同上]
六　[同上]
七　[同上]
八　使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
九　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
十　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十一　非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）に関すること。
[号を加える。]
十二　使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
十三　使用施設等の定期的な自主検査に関することであつて次に掲げるもの
イ　使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。
ロ　使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正に関すること。
十四　品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの
イ　品質保証計画の策定に関すること。
ロ　品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。
ハ　品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。
ニ　品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。
[号を加える。]
[号を加える。]